

東京都アレルギー疾患対策推進計画（案）へ意見を提出しました。

2018年1月17日

東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課 御中

東京消費者団体連絡センター
東京都中野区中央 5-41-18（東京都生協連会館）

東京都アレルギー疾患対策推進計画（案）への意見

日頃より都民の健康のためにアレルギー疾患の日常生活の中での予防対策に係る普及啓発やアレルギー疾患の相談等の業務を推進されていることに敬意を表します。2017年度から5年間の東京都アレルギー疾患対策推進計画（案）に以下の意見を申し述べます。

● 9ページ 施策4 アレルゲン表示など食品に関する対策

（意見）アレルゲン表示の違反による自主回収情報を都内以外のものもホームページで把握できる仕組みとして、消費者庁の「リコール情報」のURLをポータルサイト「東京都アレルギー情報navi.」に常時掲載してください。

（理由）「アレルゲン表示の違反により事業者が自ら食品等の回収を行う場合は、東京都食品安全条例に基づき、報告を徴収して、回収情報を的確に把握し、ホームページで広く都民に注意喚起を行う」としています。しかし、食品の流通は全国的に行われていることを考えると、消費者庁が報告している「リコール情報」を東京都のホームページで提供する必要があると考えます。

● 9ページ 施策5 生活環境が及ぼす影響に関する知識の普及等

（意見）柔軟剤等の香料や化学物質による頭痛、めまいなど体調不良の相談が国民生活センターに寄せられています。柔軟剤に含まれる香料や化学物質が体に及ぼす影響について最新の知見やデータの収集を計画に追加してください。

（理由）2017年11月東洋経済の記事によると、国民生活センターが2013年に柔軟剤に関する相談内容を公表すると、同様の相談が増え同年にはセンターに331件の相談があった。以降毎年100件超で推移しているとの報道がありました。また、「香害110番」を行い、213件の相談を受けたという消費者団体の報告もあります。「香害」が社会現象になり体調不良を抱えている人がいることを踏まえ、柔軟剤等の香料、化学物質と健康との関係に関するデータの収集と情報提供をお願いします。

以上